

春日市外部の労働者等からの公益通報者保護法に基づく通報の処理に
関する要綱

令和8年3月26日

告示 第65号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する行政機関である本市の機関が外部の労働者等からの公益通報を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めることにより、法の円滑な運用を推進するとともに、通報をした労働者等の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者の労働者

イ 通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者の役員

ウ 通報の日前1年以内にアに規定する者であった者

(2) 主管課 市の行政機関の事務を分掌する課(課に相当する組織を含む。)のうち、通報対象事実について処分等をする権限に関する事務を分掌するものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(通報の受付窓口)

第3条 主管課は、当該主管課において処分等の事務を分掌するものに関する公益通報を受け付けるものとする。

2 主管課において公益通報の事務の処理に携わる職員(以下「主管課の職員」という。)は、労働者等からの公益通報を受理した上、必要な調査を行い、調査結果を必要に応じて当該主管課の職員の任命権者等に報告する。

3 主管課の職員は、通報に先立ち、公益通報に関する相談があった場合は、当該相談者に制度の趣旨等を十分に説明するとともに、助言その他の必要な対応を行

う。

- 4 主管課の職員は、公益通報に関する秘密を漏らし、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない。
- 5 職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。
- 6 主管課は、通報対応の各段階(受付、教示、調査、措置及び結果の通知を行う段階をいう。)において、主管課の職員が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

(情報及び情報を共有する者の限定)

第4条 公益通報に関する情報は、調査に必要な最小限の範囲を超えて共有してはならない。

- 2 主管課の職員は、公益通報者の特定につながり得る情報を、公益通報者の同意なく、調査等の対象となる事業者及びその関係者をはじめ、情報共有が許される範囲を超えて開示してはならない。

(公益通報の受付)

第5条 主管課の職員は、公益通報があったときは、誠実かつ公正にこれに対応し、正当な理由なく公益通報の受付を拒んではならない。

- 2 主管課の職員は、公益通報を受け付けたときは、公益通報者に次の説明を行う。
 - (1) 公益通報に関する秘密は保持されること。
 - (2) 公益通報者の個人情報保護されること。
 - (3) 公益通報受付後の手続の流れに関すること。
- 3 主管課の職員は、公益通報を受け付けたときは、当該通報が市が処理すべき法の対象となる要件を満たすものであるかについて判断するものとする。
- 4 主管課の職員は、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。
- 5 書面、電子メール等で公益通報を受け付けた場合で、公益通報者が当該公益通報の送達を確認できない場合は、当該公益通報を受け付けた旨の通知を行う。ただし、通報者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。

(公益通報の受理)

第6条 主管課の職員は、通報が次の各号に掲げる要件(以下「保護要件」という。)のいずれかに該当する場合には、正当な理由がある場合を除き、これを受理する。

- (1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相

当の理由があること（以下「真実相当性の要件」という。）。

(2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出すること。

ア 通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ 通報対象事実の内容

ウ 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

エ 通報対象事実について法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）がとられるべきと思料する理由

2 主管課の職員は、公益通報を受理する場合は、通報者に対して公益通報を受理した旨及び公益通報の処理に必要と見込まれる期間を通知する。ただし、通報者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。

3 主管課の職員は、公益通報以外の通報であっても、次の各号に掲げる場合には、公益通報に準ずる通報として取り扱う。

(1) 事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる労働者等以外の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、主管課に対し、保護要件を満たして通報するものである場合

(2) 労働者等又は事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる労働者等以外の者が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、主管課に対し、保護要件を満たして通報するものである場合

(3) 通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合において、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合

4 主管課の職員は、通報を受理しない場合（情報提供として受け付けることを含む。）は、通報者に対して、受理しない旨及びその理由を通知する。ただし、通報者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。

（通報先の教示）

第7条 通報対象事実について処分又は勧告等をする権限に関する事務を分掌しない課に公益通報がなされたときは、当該課の職員は、通報者に対して、主管課又は処分若しくは勧告等の権限を有する行政機関の教示（以下「教示」という。）を遅滞なく行う。

2 総務課の職員は、労働者等からの通報先の間合せに対して教示を行う。

- 3 前2項の教示を行う場合にあっては、第3条第5項並びに第4条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第3条第5項及び第4条第2項中「主管課」とあるのは「当該課又は総務課」と読み替えるものとする。

(調査)

第8条 主管課の職員は、公益通報を受理した場合は、必要な調査を行う。

- 2 前項の調査は、通報に関する秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 主管課の職員は、必要に応じて、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に十分配慮し、通報者に対して調査の進捗状況について通知する。ただし、通報者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。
- 4 主管課の職員は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に十分配慮し、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、通報者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。

(調査結果に基づく措置の実施)

第9条 主管課の職員は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、措置を講じるものとする。

- 2 主管課の職員は、措置を講じた場合は、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に十分配慮し、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者の連絡先等が不明な場合は、この限りでない。

(通報者等の保護)

第10条 主管課の職員は、通報者その他関係者が不利益な取扱いその他不当な取扱いを受けることがないように最大限配慮しなければならない。

- 2 主管課の職員は、公益通報への対応が終了した後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、通報者の保護に係る必要な支援を行うよう努めるものとする。

(対応概要の報告)

第11条 主管課は、第7条第1項の規定による教示を行い、又は第9条第2項の規定による通知をすることにより公益通報への対応を完了したときは、総務課に当該対応の概要を報告するものとする。

(協力及び連携)

第12条 主管課の職員は、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

2 複数の課又は機関が関与する公益通報については、課又は機関が連携して調査を行い措置を講ずるなど、相互に協力して対応を行うものとする。この場合において、通報者への通知、通報窓口への対応概要の報告等の実施機関については、当該課又は機関が協議して決定するものとする。

(記録等の管理)

第13条 主管課の職員は、公益通報に係る事案の処理に係る記録及び関係資料を公益通報者の秘密に配慮して、適切に管理するものとする。

(運用状況等の公表)

第14条 市長は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に十分配慮しつつ、通報受付件数等を適宜公表するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。